注:本訳は2014年12月22日のBOIセミナーで配布した資料のセクション6.1.3 を訂正したものです。



投資委員会布告 第 2/2557 号 件名 投資奨励の方針及び基準

国内外の経済・投資に関する環境が大きく変化し、現状況及び将来への変化、国の経済社会開発計画、農業・工業・サービス業開発方針に応じ国の長期的な競争力維持及び持続的発展の為、投資委員会は投資奨励の方針及び基準を見直すべきとする。

1977年投資促進法第16条、第18条、第19条の権限に基づき、投資奨励の方針および基準を以下の通り定める。

第1項 以下の布告を撤廃する。

- 1.1 2000年8月1日付投資委員会布告第1/2543号、件名:投資奨励の方針及び基準
- 1.2 2006 年 3 月 20 日付投資委員会布告第 3/2549 号、件名:技能・技術・イノベーション (Skill, Technology and Innovation:STI) 開発投資の為の追加恩典
- 1.3 2006年3月20日付投資委員会布告第5/2549号、件名:電気・電子産業の為の長期継続投資奨励方針
- 1.4 2006 年 6 月 27 日付投資委員会布告第 8/2549 号、件名:電気・電子産業における 大型かつ特別に重要なプロジェクトの為の長期継続投資奨励方針
- 1.5 2007年4月9日付投資委員会布告第1/2550号、件名:產学間研究開発奨励方針
- 1.6 2009 年 5 月 29 日付投資委員会布告第 6/2552 号、件名: 技能・技術・イノベーション (Skill, Technologyand Innovation: STI) 開発投資のための恩典付与の改定
- 1.7 2009 年 10 月 15 日付投資委員会布告第 10/2552 号、件名: 投資奨励事業の業種・ 規模・条件及び恩典
- 1.8 2009 年 10 月 15 日付投資委員会布告第 11/2552 号、件名: 技能・技術・イノベーション(Skill, Technology and Innovation:STI) 開発投資のための追加恩典

第2項 本布告に反した投資委員会布告または投資委員会事務局布告について本布告に置き換える事とする。

第3項 投資促進のビジョン

委員会は投資促進のビジョンを以下通りにする。

サフィシアンシー・エコノミー (Sufficiency Economy) に基づき、持続的成長をもたらし、「中所得の罠」 (Middle Income Trap)を乗り越え、競争力を高める為に国内及び海外での高度な価値のある投資を促進すること。

第4項 投資奨励の方針

委員会は決定したビジョンによる目標を達成する為、投資奨励方針を以下通りとする。

- 4.1 国の競争力を向上させるために、研究開発促進、イノベーションを生み出し、農業・産業・サービス業の価値の高め、中小企業促進、公正的な競争、社会的及び経済的の不平等減少により投資を促進する。
- 4.2 持続的かつバランスのとれた成長の為、環境に優しく、省エネルギー若しく は再生可能エネルギーを使う事業を促進する。
- 4.3 バリューチェーンの強化と地域の能力に一致したクラスター (Cluster)を 促進する。
- 4.4 南部国境県内で安定的な地方経済を作る為、域内での投資を促進する。
- 4.5 隣国と経済的に繋がり、アセアン経済共同体(AEC)をサポートするために、 工場団地内及び工場団地外、とくに国境地帯を特別経済開発区での投資を 促進する。
- 4.6 世界舞台でタイの役割を増加し、競争力を向上させる為、タイからの対外投資を促進する。

第5項 奨励業種

- 5.1 本布告に付された業種リストを奨励業種とする。
- 5.2 奨励業種に対する恩典はそれぞれに示されたものとする。

- 5.3 以下の業種を特別重要で国益をもたらす業種とし、上限なしで法人所得税を免除する。
 - 業種 1.3 商用材木の植林事業 (ユーカリを除く)
 - 業種 3.9 創造的製品デザインと開発センター事業
 - 業種 4.11.1 エンジン、飛行機部品、プロペラ、電子部品等 航空機の機体、機体部品、基幹部品の製造事業
 - 業種 5.6 電子設計事業
 - 業種 5.7 ソフトウェア事業
 - 業種 7.1.1.1 ゴミ或いはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel)による電力 又は電力及びスチームの製造事業
 - 業種 7.8 エネルギーサービス事業 (Energy Service Company: ESCO)
 - 業種 7.9.2 技術工業団地又は工業地区事業
 - 業種 7.10 クラウドサービス業
 - 業種 7.11 研究開発事業
 - 業種 7.12 バイオテクノロジー事業 (Biotechnology)
 - 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス事業
 - 業種 7.14 科学研究所事業
 - 業種 7.15 Calibration サービス事業
 - 業種 7.19 職業訓練学校事業

第6項 プロジェクト認可基準

委員会はプロジェクト認可基準を以下の通りとする。

- 6.1 農業、工業、サービス業の競争力開発
 - 6.1.1 収入の20%付加価値を有さなくてはならない。ただし、農業及び農作物事業、電子及び部品事業、コイル・センター事業は収入の10%以上付加価値を有しなくてはならない。
 - 6.1.2 近代的な製造工程がなくてはならない。
 - 6.1.3 新しい機械を使用しなくはならない。 海外から輸入する中古機械の場合は以下の基準とする。
 - (1) 製造年より輸入年まで5年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用、また法人所得税免税上限に算入することを認められ

- る。ただし、輸入関税の免税恩典は付与されない。また、機械 の効率、環境負荷に対する影響、エネルギー消費量及び機械の 価格が妥当であることを信頼すべき機関により承認書を得な ければならない。
- (2) 製造年より輸入年まで5年以上10年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用、また法人所得税免税上限に算入することを認められるが、輸入関税の免税恩典は付与されない。対象物はプレス機械だけとし、機械の効率、環境負荷に対する影響、エネルギー消費量及び機械の価格が妥当であることを信頼すべき機関により承認書を得なければならない。
- (3) 海運事業、空運事業そして金型事業は、委員会が適切であると 判断した場合、10年以上の中古機械の使用を認められる。輸入 関税の免税恩典を得て、法人所得税免税上限に算入することを 認められる。

詳しくは事務局の基準に従うものとする。

- 6.1.4 投資金額 (土地代及び運転資金を除く) 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業日より 2 年以内に ISO9000 又は ISO14000 その他相当する国際規格を取得しなければならない。取得ができない場合、法人税免除恩典を 1 年間取り消される。
- 6.1.5 コンセッション事業及び民営化事業について、投資委員会は仏暦 2541 年 (1998年) 5月25日及び仏暦 2547年 (2003年) 11月30日の閣議 に従った検討方針に基づくものとし、以下の通りとする。
 - (1) 仏暦 2542 年 (1999 年) 国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
 - (2) 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益 事業(Build-Transfer-Operate あるいは、Build-Operate-Transfer) に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、 これを企画する担当当局が入札招請する前の時点で投資委員 会にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段 階で民間にどのような恩典を付与されるかを明確に公告をし なくてはならない。原則として、投資委員会は国家に対して見 返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジ ェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。

- (3) 政府プロジェクトを民間に運営・所有をさせる (Build-Own-Operate) については、政府に賃借料を払う民間に貸与する場合、投資委員会は通常の基準に基づき奨励を検討する。
- (4) 仏暦 2542 年 (1999 年) 国営企業資本法に基づき民営化した企業はその拡大事業を奨励申請する場合、通常の基準に基づき恩典が付与される。

6.2 環境保護

- 6.2.1 環境インパクト予防に充分かつ効率的なシステムを有する事。環境インパクトが発生するプロジェクトに関し、委員会は立地及び公害処理 について特別審議を行う。
- 6.2.2 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の種類や規模の事業活動は、関連する環境法規制や内閣の決議を遵守しなければならない。
- 6.2.3 ラヨン県に立地するプロジェクトは仏暦 2554 年 (2011 年) 5 月 2 日 付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2554 号件名: ラヨン県地域における投資奨励方針に従わなければならない。

6.3 最低投資金額及びプロジェクト可能性

- 6.3.1 最低投資金額(土地代及び運転資金を除く)は100万バーツとする。 ただし、本布告に添付した奨励事業リストに定められた場合を除く。 ナレッジベースのサービス業については、投資委員会布告の最後にあ る業種リスト内で指定する年間人件費から最低投資金額を検討する。
- 6.3.2 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は3:1以内でなければならない。ただし、本布告に付された奨励事業リストに定められた場合は除く。拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する。
- 6.3.3 投資金額が7億5千万バーツ(土地代及び運転資金を除く)を超えた プロジェクトは委員会が定めた様式でプロジェクト可能性調査を提出 しなければならない。

第7項 外国人の持ち株基準

委員会は投資奨励申請 プロジェクトに対しての外国人の持ち株基準を下記に決定する。

- 7.1 2542 年 (1999 年) 外国人事業法のリスト1 に示される事業プロジェクトは タイ国籍者が登録資本金の 51%以上を所有しなくてはならない。
- 7.2 2542 年外国人事業法のリスト 2 及びリスト 3 に示される事業におけるプロジェクトは外国人が過半数又は全数の株式を所有が可能。ただし、他の法律で別に定められた場合を除く。
- 7.3 妥当な理由があれば、委員会は特定の奨励プロジェクトに限り、外国籍者の 出資比率を定めることができる。

第8項 投資奨励地域

委員会は投資奨励地域を以下の通りとする。

- 8.1 カーラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナーン、ブンカーン、ブリー ラム、プレー、マハーサーラカーム、ムックダーハーン、メーホンソーン、 ヤソートーン、ローイエット、シーサケート、サコンナコーン、サケーオ、 スコータイ、スリン、ノーンブワラムプー、ウボンラーチャターニー、アム ナートチャルーンの一人当たりの国民所得の低い 20 県である。
- 8.2 特別経済開発区
- 8.3 委員会により奨励又は認可された科学技術区 (Science and Technology Park)

第9項 恩典付与基準

委員会は恩典の付与を以下の2種類とする。

9.1 業種に基づく恩典 (Activity-based Incentives)

委員会は活動の重要度に応じ恩典を2グループとし下記通り決定する。

9.1.1 グループAは法人税、機械、原材料に関する恩典及び非税的恩典の対象とし、以下の4グループに分けられる。

グループA1は以下の恩典を付与する。

- 上限無しで8年間法人税の免除
- 機械の輸入関税の免除
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税 の1年間免除。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。

- 非税的恩典

グループ A2 は以下の恩典を付与する。

- 投資金額(土地代及び運転資金を除く)の 100%まで 8 年間法人税 を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要資材の輸入関税の 1年間免除、ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループA3は以下の恩典を付与する。

- 投資金額(土地代及び運転資金を除く)の100%まで5年間法人税を免除する。ただし、奨励業種に上限なし法人税を免除すると示された場合を除く。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要資材の輸入関税の 1年間免除。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループ A4 は以下の恩典を付与する。

- 投資金額 (土地代及び運転資金を除く) の 100%まで 3 年間法人税を 免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の1年間免除。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典
- 9.1.2 グループBは機械、原材料に関する恩典及び非税的恩典の対象とし、 以下の2グループに分けられる。

グループB1は以下の恩典を付与する。

- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要資材の輸入関税の 1年間免除。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

グループB2は以下の恩典を付与する。

- 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料及び必要資材の輸入関税の 1年間免除。ただし、必要適切に応じて委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

9.2 <u>メリットベースの恩典措置(Merit-based Incentives)</u>

国または産業に有益な活動に更なる投資を得る刺激となる様、委員会は下記プロジェクトにメリットベース恩典を付与する。

9.2.1 競争力向上へのメリットの追加恩典

以下の投資費用をする場合

- (1) 研究開発 内製、国内における外注又は海外機関との共同研究開発
- (2) 委員会が認可する、技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、国内にある研究開発機関及び科学技術分野の政府機関への寄付
- (3) 国内で開発された技術の知的所有権の購入とライセンス料
- (4) 高度な技術訓練
- (5) タイ資本が登録新本金の51%以上ある国内原材(Local Supplier) 又は部品調達先の技術訓練及び技術支援
- (6) 製品及びパッケージデザイン 自社又は国内における委員会に 認可された他者への業務委託

詳細は事務局が定めることとする。

- (1) 最初の3年間における収入の1%以上又は2億バーツ以上の投資 や支出のどちらか低い方があった場合、法人税免除期間を1年延 長させる。ただし、合計8年間までとする。
- (2) 最初の3年間における収入の2%以上又は4億バーツ以上に投資 や支出のどちらか低い方があった場合、法人税免除期間を2年延 長させるが、ただし、合計8年間までとする。
- (3) 最初の3年間における収入の3%以上又は6億バーツ以上に投資 や支出のどちらか低い方があった場合、法人税免除期間を3年延 長させるが、ただし、合計8年間までとする。

なお、第9.2.1 (1) 項に基づく費用で追加免除される法人税は投資金額の200%とし、第9.2.1 (2-6) 項に基づく費用で追加免除される法人税は投資金額の100%とする。

9.2.2 地方分散へのメリットの追加恩典

第8.1項に基づく投資奨励地域に立地した場合は以下の追加恩 典を付与する。

- (1) 法人税免除期間を3年間追加するが、合計8年間までとし、8年間法人税を免除されるグループ A1 又は A2 は法人税免除期間満了後さらに5年間法人税を50%減免することとする。
- (2) 運送費、電気代、水道代を奨励対象収入発生日より 10 年間 2 倍 控除を許可する。
- (3) 通常の減価償却以外に、奨励者の純利益からインフラの 25%控除 を許すが、奨励事業の収入発生日より 10 年以内におけるどの年 度又は数年度にしてもよい。

9.2.3 産業地区開発へのメリットの追加恩典

工業団地または奨励される工業地区に立地する場合、法人税免除期間を1年間追加するが、合計8年間までとする。

なお、工業団地または奨励される工業地区に立地しなければならない条件のある事業を除く。

9.2.4 メリットに基づく追加恩典を申請できる者

(1) グループ A は奨励申請時または奨励後に追加恩典を申請してもよい。

奨励後申請する場合、収入が発生したか否か問わず追加恩 典を申請できるが第31条に基づく法人税免除恩典が免税期間と ともに免税枠が残っていなければならない。

(2) グループBは第9.2.1 項における競争力向上へのメリットの追加 恩典、第9.2.2 項における地方分散へのメリットの追加恩典のみ メリットベース追加恩典を申請することができるが、奨励申請 と同時に申請しなければならない。ただし、奨励リストにこの 基準に基づく恩典を付与しないことが定められた業種を除く。

第10項 生産効率の改善のための恩典

生産効率及び競争力を向上させるために、委員会は奨励事業に奨励期間中に渡り 以下の場合で機械の輸入関税を免除する。

- 10.1 研究開発に使用される機械
- 10.2 公害防止又は除去をする機械
- 10.3 操業許可されたか否か問わず、電子製品及び部品の製造プロジェクトに使用される機械、既存の機械に代替するもの

第11項 法人税恩典の行使

税的恩典の行使が効率的に正しく行使され、奨励条件に合っている事が確認でき、奨励の経済性を評価できるものとなる様、奨励者は事務局の定める基準及び方法にてプロジェクト結果を報告し、該当年度の法人税免除恩典を認可前に事務局に評価される。

第12項 暫定条項

本布告が有効になる前に投資委員会布告第 5/2549 号 2006 年 3 月 20 日付、件名:電子・電気産業のための長期継続プロジェクトの投資 奨励 方針、または投資委員会布告第 8/2549 号 2006 年 6 月 27 日付、件名:電子・電気産業のための長期継続高額かつ特別重要な投資プロジェクトの投資奨励方針に基づき投資奨励を申請した奨励者はそれらの布告に基づく恩典付与を継続する事とする。

第13項 本布告は2015年1月1日以降に申請される案件に適用する。

布告日:2014 年

陸軍大将

(プラユット・チャンオチャ) 投資委員会委員長

投資奨励業種リスト

1類 農業及び農産物

業種	条件	恩典
1.1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ化学肥料、土壌改良剤、バイオ除草剤	 バイオ肥料、有機肥料、ナノ化学肥料の生産と販売は、農業研究局から登録・許可されなければならない。 バイオ除草剤の生産と販売は、農業研究局から登録・許可されなければならない。 学術的研究にて立証されている技術革新若しくはエキスを使用しなければならない。 	A 3
1.2 植物もしくは動物の育種 (バイオテ クノロジーに当てはならないもの)	 研究開発活動を持たなければならない。 農業・協同組合省の方針に基づき、センシテイブ項目に当てはまる植物の育種は、タイ国籍者が全体株式の51%以上を保有しなければならない。 奨励プロジェクト内の植物育種から生じる植物からの収益は奨励プロジェクトの収入とする。ただし、キャッサバの繁殖を除く。 	A 3
1.3 商用材木の植林(ユーカリを除く)	 近接総植林面積は、少なくとも300ライ以上で、隣接地は50ライ以上なければならない。 研究開発活動を持たなければならない。 天然資源・環境省の承認を受けなければならない。 	A 1
1.4 乾燥植物及びサイロ		B 1

業種	条件	恩典
1.5 動物の繁殖又は畜産 1.5.1 家畜又は水生動物の繁殖	 常時養殖内の適切な空気を保つために換気システムのある密閉型養殖場、自動給水システム、伝染病防止システム、数量測定センサーの使用など最新技術を使用しなければならない。 トレーサビリティ(Traceability)システムがなければならない。 種畜プロセスなしに孵化するプロジェクトは奨励されない。 	A 4
1.5.2 家畜又は水棲動物(エビを除 く)の養殖	 繁殖プロセスを持たなければならない。 常時養殖内の適切な空気を保つために換気システムのある密閉型養殖場、自動給水システム、伝染病防止システム、数量測定センサーの使用など最新技術を使用しなければならない。 トレーサビリティ(Traceability)システムがなければならない。 	A 4
1.6 屠殺	1. 動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、温度冷却システム、肉質検査、異物検査等の最新製造技術を持たなければならない。 2. トレーサビリティ(Traceability)システムがなければならない。	A 4
1.7 深海漁業	 引網漁船は500 グロストン以上なければならない。 延縄漁船は150 グロストン以上なければならない。 航行ナビゲーション機器、魚群探知機、そして船舶追跡装置がなければならない。 	A 3

業種	条件	恩典
1.8 植物、野菜、果物、花の選別、包 装、保存	1. 果物等の非破壊内部品質センサー、殺虫用高 周波処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance)の使用等の先進技術を使用する場合 2. 種子用色彩選別機、果物のハエの卵を殺す蒸 熱処理、種子コーティング等の先進技術を使 用する場合 3. 米の品質チェックは先進技術を使用しなけれ	A 2
1.9 加工澱粉又は特殊な植物からの製粉	ばならない。	A 3
1.10植物(大豆を除く)又は動物からの油脂の製造	 植物からの原油と半精製油の製造は農産物栽培から開始しなければならない。 植物からの精製油は原油もしくは農産物栽培から開始しなければならない。 	A 3
1.11 天然エキスの製造又はエキスからの製品の製造(薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品を除く)		A 4
1.12 天然材料から活性成分(Active Ingredient)の製造	毒性と作用に関する学術的研究にて立証されなけ ればならない。	A 2
1.13 皮革なめし、加工	1. 化学薬品の代わる生体触媒(Biological Catalyst)若しくは酵素の使用、化学薬品使用の削減等環境に優しい技術を使用しなければならない。 2. 皮革なめし業は、投資奨励工場団地若しくは工業地区に立地しなければならない。	A 3

業種	条件	恩典
1.14 天然ゴムから製品の製造(輪ゴム、 風船、ゴムリングを除く) 1.14.1 基礎ゴム加工		A 4
1.14.2 天然ゴムから製品の製造		A 2
1.15 農業の副産物或いは残り屑からの製品の製造(窯での乾燥、空気乾燥等 簡素な工程を除く)		A 4
 1.16 農作物のスクラップ、ごみ、廃棄物を含む農産品から燃料の製造 1.16.1 農作物から燃料の製造 1.16.2 農作物のスクラップ、ごみ、廃棄物を含む農産品から燃料の製造(たとえば、Biomass to Liquid(BTL)、廃水からの天然ガス) 1.16.3 圧縮バイオマス燃料の製造 		A 2 A 2
1.17 最新技術を使用した食品、飲料、食品添加品(Food Additives)の製造、又は食品調合物(Food Ingredients)の製造又は保存(飲料水、アイスクリーム、キャンデイー、チョコレート、ガム、砂糖、炭酸飲料、アルコール飲料、カフェイン飲料、植物からの小麦粉・澱粉、ベーカリー、インスタントラーメン、鳥エキス、ツバメの巣スープを除く)	 混合や希釈するだけのプロジェクトは奨励しない。 発酵があるプロジェクトは、研究で立証された酵母を使用しなければならない。 	A 3

業種	条件	恩典
1.18 メディカルフード(Medical Food) または栄養補助食品 (Food Supplement)の製造	1. メディカルフード製造には 「メディカルフード」として食品・薬品委員会事務局へ登録もしくは国際標準の他機関への登録をしなければならない。 2. 栄養補助食品製造には、 2.1「栄養補助食品」として食品・薬品委員会事務局へ登録若しくは国際標準の他機関への登録をしなければならない。 2.2 プロジェクトは、有効成分の抽出プロセスを持たなければならない。	A 2
1.19 冷凍倉庫、冷凍運輸		B 1
1. 20 農産物取引センター	 総面積は最低50ライ以上なければならない。 農産物取引及びサービスのための面積は、60%以上で、農産物展示場、取引所、競売センター、冷凍庫、倉庫を持つこと。 農産物に対して品質検査・評価、残留農薬を検査しなければならない。 	A 3

2類 鉱業、セラミックス、基礎金属

	業種	条件	恩典
2.1	鉱物探査	 投資奨励を申請する前に鉱物探査権を取得しなければならない。 メリットに基づく恩典対象とならない。 	B 1
2.2	炭酸カリウムの採鉱及び/又は炭酸 カリウムの選鉱	投資奨励を申請する前に鉱業採掘権(Prathanabat) 又は鉱業採掘権サブリースライセンスを取得しなければならない。	B 1
2.3	アドバンス・マテリアル或いは ナノ・マテリアルの製造,アドバン ス・マテリアル或いは ナノ・マテ リアルから作る製品の製造 2.3.1 アドバンス・マテリアル或 いはナノ・マテリアルの製 造或いは同一プロジェクト でアドバンス・マテリアル 或いはナノ・マテリアルの 製造工程に続くアドバン ス・マテリアル或いはナ	タイ国立科学技術開発庁からの同意を得ること。	A 2
	ノ・マテリアルから作る製品の製造 2.3.2 アドバンス・マテリアル或いはナノ・マテリアルから作る製品の製造		А З
2.4	ガラス又はセラミック製品の製造 2.4.1 特性ガラス製品の製造 2.4.2 ガラス製品の製造 2.4.3 セラミック製品の製造(土器及びセラミックタイルを除く)	溶融及び/又はアニール工程を有すること。 溶融及び/又はアニール工程を有すること。 焼成工程を有すること。	A 3 B 1 B 1

業種	条件	恩典
2.5 耐火材及び断熱材(軽量煉瓦を除く)の製造	メリットに基づく恩典対象とならない。	В 2
2.6 石膏ボード又は石膏製品の製造	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 2
2.7 川上の鉄鋼製品の製造:溶鉄(Hot Metal)、銑鉄(Pig Iron)、海綿鉄 (Sponge Iron) Direct Reduction Iron (DRI)及びHot Briquetted Iron (HBI)		A 2
2.8 川中の鉄鋼製品の製造:スラブ	1. 同一プロジェクトに川上の鉄鋼製品製造に繋	A 2
(Slab)、ビレット(Billet)及びブル ーム(Bloom)	がる製造工程を有する場合。 2. 川中の鉄鋼製品の製造工程のみの場合。	A 4
2.9 川下の鉄鋼品の製造 2.9.1 川下の高抗張力鉄鋼(High Tensile Strength Steel)の 製造	引張り強さが 700 メガパスカル以上の製品であること。	A 2
2.9.2 同一プロジェクトに川上及 び川中の工程がある川下の 鉄鋼製品の製造		A 2
2.9.3 圧延形鋼、棒鋼及び線材を含む産業用条鋼製品の製造		A 4
2.9.4 圧延形鋼、棒鋼及び線材を		B 1
含む建設用条鋼製品の製造 2.9.5 熱間/冷間圧延ステンレス鋼 板、熱間/冷間圧延鋼板及び メッキ鋼板を含む産業用板 製品の製造		A 4
2.9.6 熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、熱間/冷間圧延鋼板及び		B 1

業種	条件	恩典
メッキ鋼板を含む建設用板		
製品の製造		
2.9.7 ブリキ鋼板(Tin Mill Black		A 3
Plate)の製造		
2.9.8 冷延電磁鋼板 (Electrical	無方向性電磁鋼板 (NO) と方向性電磁鋼板 (GO)	A 3
Steel Sheet)の製造	のみ。	
2.10 鉄パイプ又はステンレスパイプの製		
造		
2.10.1 シームレス又はセミシーム		A 3
レス鉄パイプ・ステンレスパ		
イプの製造		
2.10.2 その他の鋼管の製造		B 1
2.11 金属粉末の製造(ショットブラスト		A 3
用金属粉末を除く)		
2.12 フェロアロイの製造		A 4
2.13 鋳造鉄鋼 部品の製造	誘導電気炉(Induction Furnace)を使用すること。	
2.13.1 ダクタイル鋳鉄部品の製造		A 2
2.13.2 その他鋳鉄部品の製造		A 3
2.14 鍛造による鉄鋼部品の製造		A 3
2.15 圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、		A 4
鍛造による非鉄部品の製造		
2.16 コイルセンター	メリットに基づく恩典対象とならない。	В 2

3類 軽工業

業種	条件	恩典
3.1. 繊維製品或いはその部品の製造 3.1.1 天然繊維又は人工繊維の製造 3.1.1.1 特殊繊維 (Technical	タイ繊維産業協会やタイ国家イノベーション事	A 2
Fiber 或いは Functional Fiber)の 製造	務局等の関係機関からの承認を取得しなければならない。	
3.1.1.2 リサイクル繊維 (Recycled Fiber) の 製造	国内の廃棄物のみを使用しなければならない。	A 4
3.1.1.3 その他繊維の製造		B 1
3.1.2糸又は布の製造 3.1.2.1 特殊糸又は布 (Functional Yarn又はFunctional Fabric)の製造	タイ繊維産業協会やタイ国家イノベーション事 務局等の関係機関からの承認を取得しなければ ならない。	A 3
3.1.2.2 その他糸又は布の製造	 最初の3年間の総売上の0.5%以上デサインや商品研究開発への投資費用があるプロジェクト デサインや商品研究開発への投資費用費用がない或いは上記の投資費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満であるプロジェクト 	A 4
3.1.3 漂白、染色及び仕上げ又は プリント及び仕上げ	 工業省の布告に基づき廃棄物処理や環境保護システムを持つ奨励工業団地や奨励工業地区に工場を配置し拡張しなければならない。 環境に優しい技術を使用しなければならない。 	A 3

業種	条件	恩典
3.1.4 衣類、衣類部品、及び家 庭用繊維製品の製造	 最初の3年間の総売上の0.5%以上デサイン や商品研究開発への投資費用があるプロジェクト デサインや商品研究開発への投資費用がない 	A 4
	或いは上記の投資費用が最初の3年間の総売 上の0.5%未満であるプロジェクト	
3.2 不織布の製造又は不織布から衛生製品(Hygienic Products)の製造		A 4
3.3 皮革又は人工皮革からの鞄、履物製品の製造	1. 最初の3年間の総売上の0.5%以上デサイン や商品研究開発への投資費用があるプロジェ クト。	A 4
	2. デサインや商品研究開発への投資費用がない 場合或いは上記の投資費用が最初の3年間の 総売上の0.5%未満であるプロジェクト。	B 1
3.4 スポーツ用品及び部品の製造		В 1
3.5 楽器の製造		В 1
3.6 家具及び部品の製造	 最初の3年間の総売上の0.5%以上デサイン や商品研究開発への投資費用があるプロジェ クト。 	A 4
	2. デサインや商品研究開発への投資費用がない場合或いは上記の投資費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満であるプロジェクト。	B 1
3.7 玩具の製造	 最初の3年間の総売上の0.5%以上デサイン や商品研究開発への投資費用があるプロジェ クト。 	A 4
	2. デサインや商品研究開発への投資費用がない場合或いは上記の投資費用が最初の3年間の総売上の0.5%未満であるプロジェクト。	B 1

業種	条件	恩典
3.8 宝石及び装飾品、又は原材料含む部品、プロトタイプの製造		A 4
3.9 創造的製品デザインと開発センター	 下記の二つの要素を揃えなければならない。 1.1 デザイン用の情報システム 1.2 コンセプトデザインと創造システム 下記のシステムの中で一つを含まなければならない。 2.1 エンジニアリングデザインシステム 2.2 プロトタイプデサイン創造とパフォーマンステストシステム 2.3 プロトタイプ標準テストシステムとユーザー検収テストシステム 総従業員は少なくとも70%がタイ人でなければならない。 商品の創造的製品デザイン開発の担当者の給与費用が最低年間150万バーツ以上なければならない。 	A 1
3.10 レンズの製造 3.10.1 医療器具・機器、日除け レンズ、美容コンタクト レンズ (Cosmetic Lenses) に該当しないレンズの製 造 (例:カメラレンズ) 3.10.2 日除けレンズ、美容コン タクトレンズ (Cosmetic Lenses)、眼鏡フレーム及 び部品の製造		A 4
3.11 医療器具・機器及び部品の製造 3.11.1 ハイリスク又は高度技術 を持つ医療機器 (X 線装		A 2

業種	条件	恩典
置、MRI 装置、CT スキャ		
ン装置、人体インプラン		
ト)又は、公的部門によ		
る研究もしくは官民共同		
研究で商品化された医療		
機器の製造		
3.11.2 その他医療器具・機器(繊		A 3
維・ファイバーから作ら		
れた医療機器を除く)の製		
造		
3.11.3 ガウン、帽子、マスク、	グロスやコットンを製造する場合は原綿や綿糸か	A 4
グロス、ガーゼ、コット	ら開始しなければならない。	
ンなど布その他の繊維か		
らの医療機器の製造		

4類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4.1 金属部品又は金属製品の製造 4.1.1 金属粉末又は合金粉末から造 る金属部品、金属製品の製造	焼結工程を有すること。	A 3
4.1.2 鉄鋼部品又は鉄鋼製品の製造	同一プロジェクト内に鋳造工程(誘導電気炉を使用)又は鍛造工程に続く金属切削工程を有すること。	A 3
4.1.3 その他の金属部品又は金属 製品の製造	1. 同一プロジェクト内に圧延、引き抜き、押し 出し、鋳造、鍛造工程に続く非鉄金属の切削 加工工程を有する場合。	A 4
	2. マシニング・スタンピング等の生産工程を有する場合。	B 1
4.2 表面処理(外観をきれいにする目的のコーティング・着色処理を除く)	陽極酸化処理 (Anodizing)、 エッチング、 engraving の工程を有すること。	B 1
4.3 熱処理 (Heat Treatment)	シアン化物を使用する事業を除く。	A 4
4.4 汎用エンジン又はその部品の製造	 シリンダーヘッド、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド、ピストン及びフライホイール等の基幹部品の加工工程を有する事業。 組み立て工程のみの事業。 	A 4
4.5 機械、器具及び部品の製造 4.5.1 エンジニアリングデザインの ある自動化機械・装置(オート メーション)の製造	自動化機械・装置(オートメーション)の操作のソフトウェア設計開発工程を有すること。	A 2
4.5.2 機械、その備品、部品の製造 又は金型の製造及び/又は修 理	部品の製造工程及び/又はエンジニアリングデザイン工程を有すること。	A 3

業種	条件	恩典
4.5.3 機械組み立て及び/又はその 備品の組み立て	委員会が同意した組立工程がなければならない。	A 4
4.6 一般自動車の製造	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 1
4.7 乗り物用エンジンの製造	 下記の5部品中4点以上を成形加工しなければならない。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド エンジン組立て事業。 	A 3
	2. 二ノノノ加工・サス。	N T
4.8 乗り物部品の製造 4.8.1 高度技術を利用する乗り物部 品の製造 4.8.1.1 触媒コンバーターの回路		A 2
基盤 (Substrate) の製造 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
製造 4.8.1.3 自動車用トランスミッションの製造 4.8.1.4 電子制御ユニット (ECU)		
の製造		
4.8.2 安全及び省エネルギー部品の 製造		A 2
4.8.2.1 アンチロックブレーキ装置 (ABS) 又は電子制御ブレーキシステム (EBD) の製造 4.8.2.2 電子安定性制御 (ESC) の		
製造		

業種	条件	恩典
**7里 4.8.2.3 回生ブレーキシステム 4.8.2.4 アイドリングストップシ ステムの製造 4.8.2.5 自動緊急ブレーキシステ ム(Autonomous Emergency Braking System)の製造 4.8.3 ハイブリッド自動車、電気自	采件	A 2
動車 (EV) 、プラグインハイ ブリッド車 (PHEV)の部品の 製造 4.8.3.1 バッテリーの製造 4.8.3.2 トラクションモーターの 製造 4.8.3.3 空調システムの製造 4.8.5 その他自動車部品の製造		A 2 B 1
 4.9 造船または船舶の修理 4.9.1 500 グロストン以上の造船或いは修理 4.9.2 500 グロストン以下の造船又は修理(エンジンや機材搭載のファイバーグラス船を除 	フル操業した日から2年以内に ISO 14000 を取得 しなければならない。	A 2
く) 4.10 汽車又は電車そしてその備品、部 品 (レールシステムのものに限 る) の製造		A 2

業種	条件	恩典
4.11 航空機の製造又は修理、航空機備 品、部品の製造又は修理		
4.11.1 エンジン、飛行機部品、 プロペラ、電子部品等 の航空機の機体、機体部		A 1
品、基幹部品の製造 4.11.2 その他航空機部品、機内器 具、道具の製造(消耗品及 び再利用可能な機内用品を 除く)		A 3
4.11.3 航空機及びその備品、部品 の修理		A 2
4.12 オートバイの製造(シリンダーが	1. 下記エンジン部品の切削加工を有すること。	A 3
248cc. 未満のものを除く)	シリンダーヘッド、シリンダーブロック、ク	(条件
	ランクシャフト、クランクケース、カムシャ	1-3
	フト及びコネクティングロッド	を充足
	1.1エンジン排気量 248cc 以上 500cc 未満の	するこ
	オートバイを製造するプロジェクトは6	と)
	部品中、4点を成形加工しなければなら	
	ない。	
	1.2 エンジン排気量 500cc 以上のオートバイ	
	を製造するためのプロジェクトは6部品	
	中、2点を成形加工しなければならない。	
	2. 構造的な溶接組立工程及び吹付塗装工程を有	B 1
	すること。	(条件
	3. 部品製造及び部品利用の計画を投資委員会に	2-3 を
	提出し、承認されなければならない。	充足す
		るこ
		と)

業種	条件	恩典
4.13 燃料電池 (Fuel Cell)の製造		A 2
4.14 建設あるいは工業のための設備に		
使用する金属構造の製造		
(Fabrication Industry)又は石油		
産業に使用するプラットフォーム		
修理		
4.14.1 エンジニアリングデザイン		A 3
工程のある建設あるいは工		
業のための設備に使用する		
金属構造の製造		
(Fabrication Industry)		
4.14.2 建設あるいは工業のための		A 4
設備に使用する金属構造の		
製造(Fabrication		
Industry)又は石油産業に		
使用するプラットフォーム		
修理		
4.15 科学機器の製造		
4.15.1 高度技術を利用する科学機	科学機器は、パラメータ値、プロセスデータと自	A 2
器の製造	己評価結果を測定、又は自動的にパラメータを測	
	定・制御することができなければならない。	
4.15.2 その他科学機器の製造		A 3

5類 電子・電気機械産業

	業種	条件	恩典
5. 1	電気製品の製造 5.1.1 先進技術を含んだ電気製品の 製造	インターネットに接続する事が出来る電気製品でならなければならない。(Internet of Things)	A 3
	5.1.2 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、 洗濯機、乾燥機の製造	エネルギー省の高効率規格 (5番ラベル) 又は 他の同等の効率規格を得る商品でならなければ ならない。	A 4
	5.1.3 その他電気製品の製造		В 1
5. 2	電気機器に使用される部品又は器 具の製造		
	5.2.1 パワーインバーターの製造		
	5.2.1.1 産業用パワーインバー ターの製造	製品設計は製造工程に含まなければならない。	A 3
	5.2.1.2 その他パワーインバー ターの製造		A 4
	5.2.2 LED 電球の製造		A 4
	5.2.3 電気機器用コンプレッサー 又はモーターの製造	 エネルギー省の高効率規格(5番ラベル)又は他の同等の効率規格を得るエアコン、冷蔵庫、冷凍庫の為のコンプレッサーでならなければならない。 モーター製造は、製造工程に製品設計が含まなければならない。 	A 4
	5.2.4 ワイヤハーネスの製造		B 1
	5.2.5 その他電気機器部品の製造		В 1

		業種	条件	恩典
5. 3	電子製	品の製造		
		Organics & Printed ectronics (OPE)製品の製造		A 2
		電気通信機器の製造 2.1 光ファイバー及びワイ ヤレス通信システムに 使用される発光、送		A 2
	5. 3.	信、受信機器の製造 2.2 その他電気通信機の製 造		А З
	5. 3. 3	産業・農業用電子制御及び 測定機器の製造		A 2
	5. 3. 4	安全管理機器の製造		A 2
	5. 3. 5	音声視覚製品(オーディオ Visual Product)の製造		A 4
	5. 3. 6	電子事務機器の製造		A 4
	5. 3. 7	その他電子製品の製造		B 1
5. 4		品又は機器、電子製品に使 部品又は機器の製造		
	5. 4. 1	Organics & Printed Electronics (OPE)部品の製 造		A 2
	5. 4. 2	太陽電池及び太陽電池原材料の製造	太陽電池製造は委員会が承認したエネルギー収率と製造工程を持たなければならない。	A 2

業種	条件	恩典
5.4.3 電気通信機器部品の製造 5.4.3.1 光ファイバー及びワイ ヤレス通信システムにお ける発光、送信、受信機 器部品の製造 5.4.3.2 その他電気通信機部品 の製造 5.4.4 産業、農業、医療/科学機		A 2 A 3
器、乗り物用電子制御及び 測定機器部品の製造 5.4.5 安全管理機器部品の製造		A 2
5.4.6 HDD 又はHDD 部品の製造		11 2
5.4.6.1 先進技術 HDD 又はその 部品(Top Cover 及び Base Plate 及び Peripheral を除く)の 製造	 HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上 でならなければならない。 中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロ ジェクトの金額に含めるが、中古機械の取 得原価は法人所得税免税対象になる投資金 額としない。 	A 2
5.4.6.2 一般 HDD 又はその部品 (Top Cover 及び Base Plate 及び Peripheral を除く)の製造	中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価 は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 3
5.4.6.3 HDD用 Top Cover 及び Base Plate 及び Peripheral の製造		A 4

業種	条件	恩典
5.4.7 Solid state drives 及び その部品の製造	中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 2
5.4.8 太陽エネルギーを利用する 機器及び部品の製造		A 3
5.4.9 半導体及び半導体部品の製造	集積回路 (Integrated Circuit)の製造に使用される機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金額としない。	A 3
5. 4. 10 フォトニックス (Photonics) 部品及び機器 及びフォトニックスを使用 するシステムの製造		A 3
5.4.11 フラットパネル表示装置の 製造	委員会が承認した製造プロセスがなければならない。	A 3
5.4.12 フレキシブルプリント基板 又は多層プリント配線基盤 又はその部品の製造	委員会が承認した製造プロセスがなければならない。	A 3
5.4.13 その他記憶装置の製造		A 4
5. 4. 14 一般プリント回路板組立 (PCBA)の製造		A 4
5.4.15 電磁製品(Electro- Magnetic Product)の製造		A 4
5.4.16 受動部品の製造		A 4
5.4.17 音声視覚製品部品の製造		A 4

業種	条件	恩典
5.4.18 電子事務機器部品の製造		A 4
5.4.19 その他電子部品の製造		В 1
 5.5 マイクロエレクトロニクス用素材の 製造 5.5.1 ウエハーの製造 5.5.2 Thin Film Technology を使 	 委員会が承認した製造プロセスがなければならない。 中古機械の改修費は投資とみなし、奨励プロジェクトの金額に含めるが、中古機械の取得原価は法人所得税免税対象になる投資金 	A 2
用する素材の製造	額としない。	
5.6 電子設計 5.6.1 マイクロエレクトロニクス の設計 5.6.2 組み込みシステム設計	 電子設計の開発人員の給与費用が最低年間 150万バーツ以上なければならない。 自社製または委託生産を問わず、商業的目的 で奨励事業の直接販売または下流の生産によ るサービス提供や製品販売からの収入は奨励 事業の収益とする。 委員会が奨励した科学・技術区内に位置する 場合、法人税免除期間終了後、さらに5年間 法人税を50%減免する。 	A 1
 5.7 ソフトウェア事業 5.7.1 組み込みソフトウエア開発 5.7.2 企業アプリケーションソフトウェア又はデジタルコンテンツの開発デジタルコンテンツとはアジタルコンテンツとはアニメーション、漫画、キャラ 	 ソフトウェア開発人員の給与費用が最低年間 150万バーツ以上なければならない。 Software Industry Promotion Agency (SIPA) が指定した又は承認したソフトウエア開発プロセスがなければならない。 投資金額(土地代と運転資金を除く)が1千万バーツ以上あるプロジェクトは、運転開始日 	A 1 A 3 法人所 免除上 限の対
クター - Computer Generated Imagery (CGI)	から2年以内にソフトウェア産業振興事務所 からの品質規格証明書若しくは能力成熟度モ デル統合(Capability Maturity Model	象とな らな い。

業種	条件	恩典
- Web-Based Application 及び CloudComputing - 対話型アプリケーション - ゲーム: Windows-based, Mobile Platform, Console, PDA, Online Game, Massive Multi- Player Online Game (MMOG) 等 - Wireless Location Based ServiceContent - Visual Effects - Multimedia Video Conferencing Applications - E-Learning Content via Broadband and Multimedia	Integration (CMMI))の規格に応じる品質システム証明書又は同等の証明書を取得しなければならない。 条件が満たさない場合、法人税免税恩典期間を1年間解除される。 4. 奨励されたソフトウェアに関連する製品の販売やサービスの提供からの収入は投資奨励収入とする。	
5.8 E-commerce	メリットに基づく恩典対象とならない。	B 2

類 6 化学工業、紙及びプラスチック

業種	条件	恩典
6.1 産業用化学品の製造	塗料、洗浄剤、自動車用潤滑剤、複合化学肥料、 殺虫剤又は除草剤、セメント系接着剤などの消費 者向け製品である化学製品を奨励しない。	A 4
6.2 環境にやさしい化学品又はポリマー 又は環境にやさしいポリマー製品の 製造		
6.2.1 環境にやさしい化学品又は ポリマー又は環境にやさし いポリマー製品の製造、又 は環境にやさしいポリマー と同一プロジェクトにある 製品の製造	1. 製品ライフサイクルにわたり環境影響のより 少ない化学物質やポリマーの製造でなければ ならない。これらの製品は、再生可能な資源 から原材料 (Renewable Resource)を使用し、 製造工程での持続的な緑化学物質 (Sustainable Green Chemistry)を使用する こと又はそれらは生分解性で、有害物質を発 生しない製品であることを確認又は認定され なければならない。 2. 操業前にライフサイクルアセスメント (LCA) 等の国際的に認められた基準で評価しなけれ ばならない。	A 2
6.2.2 環境にやさしいポリマーから製品の製造	環境に優しいプラスチック又はポリマー形成又は コーティングプロセスを使用しなければならない。	A 3
6.3 石油の精製		В 1
6.4 石油化学品の製造		A 3
6.5 特殊ポリマー製品又は特殊化学品の 製造		A 2
6.6 工業用プラスチック製品の製造	プラスチック成形工程を持たなければならない。	B 1

業種	条件	恩典
6.7 特殊プラスチック包装材の製造 6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging)の製造	プラスチック3層以上に一体化しなければならない。	A 3
6.7.2 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging)の製造	完全操業開始日から2年以内にIS014611レベル7 (クリーンルーム)又は連邦規格209 E クラス10000以上又は同等の国際標準に認定されなければならない。	A 3
6.7.3 静電防止プラスチック包装 材 (Antistatic Plastics Packaging)の製造	完全操業開始日から2年以内にIS014611レベル7 (クリーンルーム)又は連邦規格209 Eクラス10000以上又は同等の国際標準に認定されなければならない。	А3
6.8 リサイクルプラスチック製品の製造	国内のプラスチックのみを原料として使用し、プラスチック成形工程を持たなければならない。	A 4
6.9 薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients)の製 造	医薬品有効成分(APIs)の原材料又は有効成分 を主体的に生産しなければならない。	A 2
6.10 薬品の製造	 従来の製薬プロジェクトの場合は操業日から2年以内にPIC/Sに基づくGMP基準を達成しなければならない。 伝統医学プロジェクトの場合は操業日から2年以内にGMP基準を達成しなければならない。 既存プロジェクト改善の場合は、既存の機械設備を奨励プロジェクトで使用してもよいが、その代価はプロジェクトの投資金額としない。 	B 1

	業種	条件	恩典
6. 11	化学肥料の製造		A 2
6. 12	パルプ又は紙の製造 6.12.1 衛生パルプ又は衛生紙 (Hygienic Pulpor Hygienic Paper) の製造	操業日から2年以内にIS014611 レベル5 (クリーンルーム) 又は連邦規格209 E クラス100以上又は同等の国際標準に認定されなければならない。	A 2
	6.12.2 特殊パルプ又は特殊紙 (Specialty Pulpor Specialty Paper)の製造	操業日から2年以内にGMP又は食品グレード等の関連規格に認定されなければならない。	A 3
6. 13	紙製品の製造 6.13.1 衛生紙から製品の製造	衛生的な製造工程が必要で、操業日から2年以内にGMP又は食品グレード等の関連規格に認定されなければならない。	A 4
	6.13.2 バイオプラスチックコーテ イング紙包装材の製造	製造方法は、生物分解性プラスチックを使用し製品コーティングプロセスをもたなければならない。	A 4
	6.13.3 高性能紙から製品の製造	特殊な耐荷重性能や耐衝撃性能等と工学設計プロセスを持たなければならない。	A 4
6. 14	印刷物の製造 6.14.1 デジタル印刷物の製造	デジタルメディアソフトウェア設計プロセスを使用し印刷しなければならない。	А3
	6.14.2 一般の印刷		В 1

7類 サービス、公共事業

事業	条件	恩典
7.1 公共施設及び基本サービス	関連する政府機関によって承認されなければな	
7.1.1 電力又は電力及びスチーム	らない。	
の製造		
7.1.1.1 ゴミ或いはゴミからの		A 1
燃料 (Refuse Derived		
 Fuel)による電力又は		
電力及びスチームの製		
造		
7.1.1.2 ゴミ或いはゴミからの		A 2
燃料を除き、太陽、風		
力、バイオマス、バイ		
オガス等再生可能エネ		
ルギーによる電力又は		
電力及びスチームの製		
造		
7.1.1.3 その他のエネルギーに	1. コ・ジェネレーションの場合	A 4
よる電力又は電力及び	2. 石炭を使用する場合、クリーンコールテクノ	A 4
スチームの製造	ロジーでなければならない。	
 7.1.2 一般水道水、産業用水又は		A 3
スチームの製造		
7.1.3 コンテナー方式による輸出		A 3
品の検査、コンテナー方式		
による輸入品の検査の一時		
倉庫、コンテナー積載のた		
めの内陸コンテナーデポ		
(Inland Container		
Depot: ICD)		

事業	条件	恩典
7.1.4 海上輸送貨物船での海運積 荷取り扱い業	委員会で承認された最新技術を持つ積荷取り扱 い機械を使用しなければならない。	А З
7.1.5 商業用空港		A 2
7.2 天然ガスサービスステーション		B 1
7.3 大量輸送及び大口運送 7.3.1 鉄道運送 7.3.2 パイプライン運送	関連する政府機関により承認されなければならない。	A 2 B 1
(水を除く) 7.3.3 海運運送 7.3.4 航空運送	飛行機は製造日から奨励申請日まで14年以内で なければならい。	A 2 A 3
7.4 ロジスティクスセンター 7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC) 7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	 払込登録資本は1,000万バーツ以上でなければならない。 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えなければならない。 IDCには以下のような条件がある。 1度バーツ以上なければならない。 5カ国以上に対し物流を行わなければならない。 	B 1
	4. 物流センター (DC) はメリットに基づく恩典 対象とならない。	
7.5 地域統括本部 (International Headquarters: IHQ)	 払込登録資本は1,000万バーツ以上なければならない。 最低海外1カ国にある関連会社や支店を監督しなければならない。 以下の様な事業計画及び事業範囲を持たなければならない。 	B 1 (R&D 及びト レーニ ングの 為の機

事業	条件	恩典
	3.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーデイネーション 3.2 商品の調達 3.3 研究開発 3.4 技術サポート 3.5 マーケティング及び販売促進 3.6 地域における人事管理、トレーニング 3.7 財務管理、マーケティング、会計システム等ビジネスアドバイザーサービス。 3.8 経済と投資分析と研究 3.9 貸出管理・コントロール 3.10 財務センター(Treasury Center) 3.11 委員会で承認されたその他のサポートサービス 4. メリットに基づく恩典対象とならない。	械 の み)
7.6 国際貿易事業 (International Trading Centers: ITC)	 払込登録資本は1,000 万バーツ以上でなければならない。 メリットに基づく恩典対象とならない。 	B 1
7.7 貿易·投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)	 販売費および一般管理費は、年間1,000万 バーツ以上なければならない。 以下の様に、事業計画及び事業の範囲を持た なければならない。 グループ内・関連会社にオフィスビル又 は工場のビルを貸出し又は提供するサー ビスを含め、サービス及び管理する業 務。 	B 2

事業	条件	恩典
	2.2 有価証券の売買、外国為替の業務を除き、事業のカウンセリングやアドバイス業務。会計、法務、広告、建築設計についてビジネスライセンスは、投資奨励を申請する前に、事業開発局その他関連政府機関より認可を得なければならない。 2.3 品物調達に関する情報サービス。 2.4 建築、土木エンジニアリングを除き、エンジニアリング及び技術サービス業務。 2.5 以下の様な機械、エンジン、工具及び機器関連の業務。 - 卸売のための輸入業務 - 研修サービス業務 - 設置、保全及び修理業務 - Calibration 2.6 タイ製品の卸売 2.7 管理サービス、財務会計サービス、人材サービス、セールス&マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理など通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス。 3. メリットに基づく恩典対象とならない。	
7.8 エネルギーサービス (Energy Service Company: ESCO)	投資奨励を申請する前にエネルギー省によって 認可を得なければなければならない。	A 1
7.9 産業用土地開発		
7.9.1工業団地又は工業地区 7.9.1.1 工業団地又は工業地区	 バンコクとサムットプラカンにおけるプロジェクトは、奨励対象にならない。 	B 1

事業	条件	恩典
	 総面積は500 ライ以上でなければならない。 工場に指定された領域は、総面積1,000 ライ以上のプロジェクトを除き、総面積の60%以上で75%以下でなければならず、1,000 ライ以上のプロジェクトは投資委員会の承認に従うものとする。 その他の条件は以下の通りとする。 4.1 主要道路 総面積1,000 ライ以上の場合、道路が4車線で道幅30メートル、路面幅14メートル以上、各側に幅2メートル以上の交通島と歩道を持ち、緊急停止のために十分な路肩がなければならない。 総面積500~1,000 ライの場合、道路が2車線で道幅20メートル以上、各側に幅2メートル以上、路面幅7メートル以上、各側に幅2メートル以上、路面幅7メートル以上、各側に幅2メートル以上の歩道を持ち、緊急停止の路肩や十分な路肩を持たなければならない。 	
	 4.2 補助道路は路面幅8.50 メートルで、各側に2メートル以上の路肩がなければならない。 4.3 廃水処理設備は廃水の特性に適切なもので、法定の排水基準に合わなければならない。処理後の排水池を持たなければならない。 4.4 廃水システムは雨水排出システムから完全分離しなければならない。 	

事業	条件	恩典
	 4.5 ごみ収集やごみ処理について委員会により承認されたシステムを持たなければならない。 4.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局に承認された環境影響報告書で定められた対象産業および禁止産業に一致しなければならない。 4.7 入居する工場に電力、水道、電話、郵便局十分な公益施設を提供できるようにしなければならない。 4.8 奨励証書発行日より2年以内にその総面積の約25%以上若しくは委員会に承認された面積で公益施設を提供するためにしなければならない。 	
7.9.1.2 宝石及び装飾品工業団地又は工業地区	 総面積100ライ以上なければならない。 宝石および装飾品に関連する産業用に総面積の40%以上なければならない。 宝石および装飾品の取引用の場所がなければならない。 適切な警備システムを提供しなければならない。 会議室、展示場及びビジネスセンターを持たなければならない。 	A 3
7.9.1.3 ロジステイクスパーク (Logistics Park)	 土地総面積が200ライ以上あり、総面積50,000平方メートル以上の貸し倉庫または販売倉庫がなければならない。 港、空港、国境税関検問所、通関所、陸上コンテナデポ(ICD)より半径50キロ以内又はフリーゾーン内いずれかに立地しなければならない。 	A 3

事業	条件	恩典
7.9.1.4 映画工業団地又は工業 地区 (Movie Town) 7.9.1.5 環境保護工業団地又 は工業地区	 全面積またはその一部をフリーゾーンとしなければならない。 コンテナを積み下ろしする基地又はトラックターミナル、または最低 50 のコンテナを扱えるコンテナデポを持たなければならない。 ロジステイクスパークから国内及び国際通信ハブへのハイスピード通信インフラがなければならない。 タイ国籍者が総登録資本金の 51%以上を持たなければならない。 関連政府機関の認可を得なければならない。 基準に合ったテレビまたは映画の屋内スタジオと屋外スタジオー・ポストプロダクションサービス、すなわちフィルムの現像や複製、特殊効果、コンピュータアニメーション、映画用サウンドラボ。 投資奨励を申請する前に工業省に認可されなければならない。 	A 3
7.9.2技術工業団地又は工業地区		
7.9.2.1 科学技術パーク (Science and Technology Park)	 インキュベーションセンターを持たなければならない。 国内外への通信、電気通信のための近代的システムを持たなければならない。 無停電電源装置を持たなければならない。 委員会に承認された他施設を持たなければならない。 	A 1

事業	条件	恩典
7.9.2.2 ソフトウェアパーク (Software Park)	 全地域に高速光ファイバー通信システムを持たなければならない。 ソフトウエアパークから国内及び国際通信ハ 	A 1
	ブへのハイスピード通信インフラがなければならない。	
	3. 無停電電源装置を持たなければならない。4. 総面積 5,000 平方メートル以上でなければならない。	
7.9.2.3 データセンター	1. サーバーのコ・ロケーション、マネージドサービス、顧客のサーバーバックアップサービス、災害復旧サービス (DRS)、等のサービスを提供しなければならない。	A 1
	2. データセンターの面積は3,000平方メートル以上でなければならない。	
	3. 国内及び国際電気通信センターからデータセンターを結ぶ主要なハイスピード通信システムを最低4回線持たなければならない。国内通信システムは最低3回線で、最低速度10Gbpsで、システム全体の最低合計速度60Gbpsでなければならない。	
	4. 保全中又はシステム内の機器交換の際にサービスを継続して提供できなければならない。 (Concurrently maintainable)	
	5. データセンター全体の電力需要に対応できる 連続定格 (Continuous Rating) 発電機をも たなければならない。またいずれの発電機が 故障または停止した場合におけるバックアッ プシステムをもたなければならない。	
	6. サービスに影響が無い様、メインデバイス動作不良時直ちに操作するバックアップデバイ	

事業	条件	恩典
	スまたはUPS を持ち、IT 冷却、UPS 冷却しなければならない。 7. 配電システムにおいてバックアップ独立配信経路を持たなければならない。 8. ダメージや機器に誤動作によるリスクを防ぐためにフェイルセーフシステムを持たなければならない。 9. 高効率の空調システム及びバックアップシステムを持たなければならない。 10. 全域に防火システムを持たなければならない。 11. 24 時間のセキュリティシステムを持たなければならない。 12. ISO/ IEC27001 (データセンター)で認定されなければならない。	
7.10 クラウドサービス (Cloud Service)	 ISO / IEC27001 (データセンター) で認定された国内のデータセンターに2箇所以上立地しなければならない。 各センターと中央データセンター間の接続は最低速度10Gbps以上持たなければならない。バックアップ接続も同様でなければならない。 ISO / IEC27001 (クラウドセキュリティ)とISO/ IEC20000-1 (クラウドサービス) で認定されなければならない。 	A 1
7.11 研究開発	1. 以下のような、ビジネス範囲を持たなければならない。 1.1 基礎研究(Basic Research)とは価値のある新しい知識を探求又は研究で、将来製	A 1

事業	条件	恩典
	品開発、製造工程、サービスするために	
	応用できるものを指す。	
	1.2 応用研究(Applied Research)とは産業向	
	け、商業向けに新製品の設計または新工	
	程の設計などを含み、商業目的に新製	
	品、新工程を生み出すために基礎知識を	
	応用して研究することを指す。	
	1.3 パイロット開発とは、基礎研究と応用研	
	究から生産規模を拡大するために行われ	
	る活動を指す。	
	パイロットの開発は、市場のテスト又は	
	工業レベルでの製品設計を使用した製造	
	プロセスに適した条件に関する情報を収	
	集する為のプロトタイプ又は半工業レベ	
	ルでの製造プロセスのテスト開発であ	
	る。	
	1.4 デモンストレーション開発はパイロット	
	開発を工業規模での製造プロセスをテス	
	トする事である。技術の信頼性を確認	
	し、製造プロセスそして、プロセス安定	
	性を実証する。また、商業生産の可能性	
	と生産品質、コスト見積もりの検証。	
	2. 研究者数、学術プロフィール、研究経験を含	
	めた研究者の詳細と研究開発プロジェクトの	
	範囲についての詳細内容を提供しなければな	
	らない。	
	3. 奨励者やその委託業者により発生した奨励事	
	業の成果の販売・サービス収入は奨励収入と	
	する。	

事業	条件	恩典
	 4. 委員会に認可された科学技術パークに立地する場合は、法人税免除期間終了後、さらに5年間の法人税率50%減免する。 5. 研究開発人員の給与費用は最低年間150万パーツとする。 	
 7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology) 7.12.1 バイオテクノロジーを使用する種子の研究開発または製造、又は植物、動物、微生物の育種 	 National Science and Technology Development Agency (NSTDA) や Thailand Centre of Excellence for Life Sciences (TCELS) により承認された最新のバイオテ クノロジーを使用しなければならない。 委員会に認可された科学技術パークに立地す 	A 1
7. 12. 2 バイオテクノロジーを使 用する薬品の研究開発及 び製造	2. 安貞云に認可された科子技術ハークに立起する場合は、法人税免除期間終了後、さらに5年間の法人税率50%減免する。	A 1
7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発及び製造		A 1
7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用し分子生物学、生物学的活性物質の研究開発及び製造		A 1
7.12.5 バイオ製品の製造、品質 検査・管理、実験、研究 開発に用いられる原材料 又は必要資材の製造		A 1
7.12.6 バイオ製品の検査、分析、合成、品質管理、確認サービス		A 1

事業	条件	恩典
7.13 エンジニアリングデザインサービス	 委員会に認可された科学技術パークに立地する場合は、法人税免除期間終了後、さらに5年間の法人税率50%減免する。 研究開発人員の給与費用は最低年間150万バーツとする。 	A 1
7.14 科学研究所	委員会に承認された科学技術パークに立地する場合は、所得税の免除期間終了後、追加で5年間の純利益からの法人所得税50%削減を受け取る。	A 1
7.15 Calibration サービス	委員会に認可された科学技術パークに立地する場合は、法人税免除期間終了後、さらに5年間の法人税率50%減免する。	A 1
7.16 製品向け殺菌サービス		A 2
7.17 不用品の再利用	 関連政府機関の認可を得なければならない。 奨励された工業団地又は工業地区に立地されなければならない。ただし、委員会により特別認可された場合を除く。 不要品は、国内のもののみとする。 委員会に承認された近代的な技術による不要な物質の分離又は処理プロセスを持たなければならない。 以下の恩典を付与する。 選別/分離 リサイクルや有益物質の回収のために追加加工と選別/分離工程がある場合 	A 3 A 2
7.18 廃棄物処理	関連政府機関の認可を得なければならない。	A 2

事業	条件	恩典
7.19 職業訓練学校	 委員会に承認されたデザイン研修センター等特定の分野での技術を教える教育訓練所でなければならない。 必要な設備、ワークショップ等を持たなければならない。 委員会に承認された科学技術パークに立地する場合は、所得税の免除期間終了後、追加で5年間の純利益からの法人所得税50%削減を受け取る。 	A 1
7.20 タイ映画の制作	 タイの映画制作プロジェクトは、ドキュメンタリーやテレビ番組、アニメーションの制作を含み、広告の制作を除く。 法人税免除対象収入は下記の通りとする。 1 CD、VCD、DVD その他の形態での映画の販売を含み、著作権の販売による収入。 2 映画館と映画の販売代理店からの収益分配による収入。 	A 3
7.21 映画製作向けサービス	映画製作向けサービスはドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル作成サービスで以下の範囲とする。 1. カメラ、カメラスライダ、ライトセット等のレンタルサービス 2. フィルム現像機、フィルムの複製機、デジタルフィルムの複製機等を主要機器や機械としてフィルム現像と複製サービス 3. デジタルサウンドレコーダー、デジタルサウンド編集機、デジタルサウンドミキシング機等を主要機器や機械としてサウンドの録音サービス	A 3

事業	条件	恩典
	 4. 画像技術サービスは、映画制作やテレビ番組向けに、カメラでは不可能な特別な画像の作成ができる機械や標準解像度/高精細デジタルレコーダー、編集セット、デジタル合成や特殊効果の作成等の主要機器や機械を持たなければならない。 5. タイの外国映画制作の為のコーディネーション・サービスは、関連政府機関より許可取得、スタッフと撮影機材の調達との調整を含む。 6. 映画やテレビ番組制作のスタジオレンタルサービス。 	
7.22 観光促進事業 7.22.1 フェリー、遊覧船、遊覧船 のレンタル	関連政府機関の認可を得なければならない。	B 1
7.22.2 遊覧船港湾サービス	保全、保管のためのボート昇降設備、内陸ボート デッキ、ボートガレージ機器を持たなければなら ない。	B 1
7. 22. 3 遊園地	 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が5 億バーツ以上なければならない。 プロジェクトの詳細は、委員会の承認を得なければならない。 	A 3
7.22.4 美術文化又は民芸品展示場	投資金額(土地代及び運転資金を除く)が 3,000 万バーツ以上なければならない。	A 3
7.22.5 屋外動物園	1. 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が 5 億バーツ以上で、総面積 500 ライ以上なけ ればならない。	A 3

事業	条件	恩典
	 プロジェクトの詳細は、委員会の承認を得なければならない。 緑エリア、駐車場はそれぞれ総面積の15%以上なければならない。 	
7.22.6 水族館	 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が1 億バーツ以上なければならない。 奨励証書発行日から12ヶ月以内に環境影響 予防及び改善対策を作成しなければならない。 	A 3
7.22.7 レーストラック	 関連政府機関の認可を得なければならない。 FIA (国際自動車連盟) 又はFIM (国際モーターサイクリズム連盟) から、規格認可を取得しなければならない。 近所への危害や迷惑に対して適切な予防と解決策を持たなければならない。 奨励証書発行日から12ヶ月以内に環境影響予防及び改善対策を作成しなければならない。 	A 3
7.22.8 ケーブルカー	関連政府機関の認可を得なければならない。	A 3
7.23 観光支援事業7.23.1 ホテル	 投資金額(土地代及び運転資金を除く)が5 億バーツ以上または客室100室以上なければならない。 以下の恩典を付与する。 特別投資促進20県に立地する場合。 他の県に立地する場合は、メリットに基づく恩典対象とならない。 	A 4 B 2

事業	条件	恩典
7.23.2 大型会議センター	1. 会議用面積4,000平方メートル以上で、最大	A 3
	ホールの面積は3,000平方メートル以上でな	
	ければならない。	
	2. 適切な施設及び設備を持たなければならな	
	٧٠°	
	3. 設計図は、委員会の承認を得なければなら	
	たい。	
7.23.3 国際展示場	1. 室内展示エリア 25,000 平方メートル以上な	A 3
	ければならない。	
	2. 各展示ホールに会議室を持たなければなら	
	ない。	
7.23.4 リハビリテーションセンタ	1. 医療や健康リハビリテーションのための医療	B 1
<u> </u>	技術を使用しなければならない。	
	2. 客用宿泊施設があり、継続型リハビリテーシ	
	ョンプログラムを持たなければならない。	
	3. メリットに基づく恩典対象とならない。	